



NTT都市開発

平成 25 年 5 月 9 日

NTT都市開発株式会社
(東証 1 部 8933)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

平成 24 年 4 月に東京証券取引所の有価証券上場規程が改正され、平成 26 年 4 月 1 日までに、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は、単元株式数を 100 株とすることが義務付けられました。これに伴い、当社普通株式 1 株を 100 株に分割すると同時に、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	3,291,200 株
② 今回の分割により増加する株式数	325,828,800 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	329,120,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	1,050,000,000 株

上記の数値は、平成 25 年 5 月 9 日時点の発行済株式総数に基づくものであります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

3. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、1単元の株式の数を100株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

4. 株式分割及び単元株制度採用に伴う定款の一部変更

(1)定款変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日（火曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 第6条（発行可能株式総数）の変更及び第8条（単元株式数）の新設を行うものであります。
- ② 第8条の規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。
- ③ 第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条の新設を行うものであります。

(2)定款変更の内容

（下線部は変更部分）

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,050万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億5,000万株</u> とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第 <u>8</u> 条～第 <u>34</u> 条 (省 略)	第 <u>9</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	附則 第1条 <u>第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u>
(新 設)	第2条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削るものとする。</u>

なお、本年6月開催予定の第28期定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株式の権利に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議する予定です。

（ご参考）

平成26年3月期の配当につきましては、中間配当は株式分割前の数値で計算し、1株当たり800円、期末配当は株式分割後の数値で計算し、1株当たり8円（株式分割前の数値で計算すると1株当たり800円）の配当の実施を予定しており、実質的に平成25年3月期の配当（年間配当1株当たり1,600円）と同水準の配当を予定しております。

以上